山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第5回幹事会)

日時:平成24年11月27日(火)10:00~10:53

場所:風の博物館 多目的ホール

<開 会>

司会:

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第5回幹事会を始めさせていただきます。

本日、進行役を務めさせていただきます四国地方整備局河川調査官の三戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本日の会議の運営について注意事項を述べさせていただきます。

ビデオやカメラ等の撮影は冒頭の挨拶までとさせていただきます。また、お持ちの携帯電話の電源につきましては、お切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようにお願いいたします。その他、議事の円滑な進行のために、報道関係の方々、傍聴していただいている皆様に守っていただきたい事項につきまして、受付で、取材についてのお願いと傍聴要領を配布させていただいております。すでに目を通していただいていると思いますが、趣旨をご理解いただきまして、以降の議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

では、本日の出席者についてご紹介させていただきます。幹事会の構成員の方々からご 紹介させていただきます。

愛媛県土木部長の井上様でございます。

愛媛県土木部長:

井上でございます。よろしくお願いいたします。

司会:

大洲市建設部長の二宮様でございます。

大洲市建設部長:

二宮でございます。よろしくお願いいたします。

司会:

西予市産業建設部長の福原様でございます。

西予市産業建設部長:

福原でございます。よろしくお願いいたします。

司会:

内子町建設デザイン課長の橋本様でございます。

内子町建設デザイン課長:

橋本でございます。よろしくお願いいたします。

司会:

最後に検討主体の四国地方整備局河川部長の鈴木でございます。

続きまして、議事に入ります前にお手元に配布している資料を確認させていただきます。ファイルが配布されていますが、開いていただきますと、最初に議事次第がございます。続きまして、資料-1としまして、出席者名簿がございます。資料-2をめくっていただきますと、「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方がございます。続きまして、資料-3でございますが、関係住民からの意見を聴く場に寄せられたご意見に対する検討主体の考え方がございます。資料-4でございますが、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案がございます。

以上が、本日の資料-1から4でございまして、その後ろには参考資料-1から4まで付いてございます。この資料の紹介は省略させていただきます。

後ほど、資料の中身をご説明させていただきますが、その際に資料にご不備等がございましたら、挙手をいただきまして事務局の者を呼んでいただければ、交換等をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、会議に移らせていただきます。

最初に、検討主体を代表いたしまして、四国地方整備局河川部長の鈴木からご挨拶を申 し上げます。

<挨 拶(四国地方整備局 河川部長)>

河川部長:

皆様、おはようございます。

本日、お忙しい中、この山鳥坂ダム検証に係る検討の場の第5回幹事会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先月 10 月 29 日にこの検討の場を開催いたしまして、愛媛県知事様はじめ、関係の市長様、町長様に出席を賜りまして、山鳥坂ダムの総合的な評価を行ったところでございます。

その後、この検討の場の結果を踏まえまして、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告 書の素案を作成いたしまして、学識経験を有する方々、また、関係住民の方々のご意見を 伺っております。

本日は、これらの意見聴取の結果についてご報告させていただくとともに、意見聴取の 結果を踏まえまして、検討報告書の素案を修正したものを説明させていただきます。

どうぞ忌憚のないご意見、活発なご議論をいただければと思います。どうぞよろしくお 願いいたします。

司会:

それでは、議事に進ませていただきます。申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第3番の議事に入らせていただきます。

最初に、(1) の学識経験を有する者、関係住民への意見聴取の結果についてと(2) の 山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案について併せて、事務局から説明 させていただきます。

<議事>

(1) 学識経験を有する者、関係住民への意見聴取の結果について

事務局:

本日、資料の説明をさせていただきます四国地方整備局で河川計画課長をしております 小長井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、参考資料-1をご覧ください。こちらの1ページ目でございます。まず、これまでの経緯や全体の流れについてご説明いたします。

これまでの検討の場および幹事会を経まして、総合的な評価および対応方針の素案の作成を行いまして、その後、意見聴取の手続きを行っています。こちらは、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づきまして、河川法第16条の2に準じた学識経験を有する者及び関係住民への意見聴取という手続きとして行ったものでございます。

今回の幹事会におきましては、この学識経験を有する方々及び関係住民からいただきましたご意見につきましてご報告させていただきますとともに、これらに対する検討主体の考え方についてご説明させていただきます。また、いただいたご意見を反映した形での「報告書(原案)案」を作成しておりますので、その内容についてもご説明差し上げたく考えています。

今後は、検証要領細目に基づきまして、関係地方公共団体の長としまして愛媛県知事様 への意見聴取の手続きを行っていきたいと考えているところでございますので、よろしく お願いいたします。

続きまして、報告書(原案)案でございますが、資料-4として分厚い資料をお配りさせていただいています。こちらの中身については後ほどご説明しますが、10月29日の検討の場や幹事会におけます資料や検討経緯等をとりまとめ、報告書(素案)として10月31日に公表しまして、それに対する学識者や関係住民からの意見聴取を踏まえ、修正・加筆したものとなってございます。

1ページめくっていただきまして、目次をご覧いただきたいと思います。構成でございますが、全体では7章立てとしておりまして、第1章が検討経緯、第2章が流域および河川の概要について、第3章が検証対象ダムの概要、第4章が山鳥坂ダム検証に係る検討の内容、第5章が費用対効果の検討、第6章が関係者の意見等、そして第7章が対応方針(原案)になってございます。

続きまして、意見の聴取を行いました内容についてご説明差し上げたいと思います。

資料-2の1ページ目をご覧ください。河川法第 16 条の2 に基づきまして、10 月 31 日 に公表した報告書(素案)に対しまして、肱川水系に関して見識が深い先生にお集まりいただき、ご意見をいただいてございます。また、ご出席いただけなかった先生に対しましては、文書にてご意見を伺う形にて手続きをとってございます。

続きまして、関係住民への意見聴取でございますが、資料-3の1ページ目をご覧ください。

肱川流域に在住の方々からご意見を伺っています。開催に当たりましては、より多くの方に知っていただくために、記者発表をするとともに、報告書(素案)に対するご理解を深めていただくことを目的としまして、意見聴取の前の週末に大洲市、西予市、内子町の3つの会場におきまして、報告書(素案)に関する説明会を開催してございます。また、検討の場の構成員でございます愛媛県、大洲市、西予市及び内子町の各庁舎や四国地整の各事務所等におきましても、報告書(素案)の閲覧ができるようにしていました。

関係住民からの意見聴取につきましては、11月11日に大洲市で開催しまして、意見発表者は9名、傍聴者は73名でございました。

また、この意見聴取を補足する手段といたしまして、10月31日から11月11日まで、紙面による意見募集も並行して実施してございまして、123名の方々からご意見をいただいています。

関係住民から意見を聴く場での発表内容及び紙面によるご意見につきましては、報告書 (原案) 案の中に反映させていただいてございます。

今ご説明いたしました意見聴取の内容につきまして、まず、資料-2を用いて学識経験を有する方からいただいたご意見及びそれらに対する検討主体の考え方をご説明差し上げたいと思います。なお、報告書(素案)に対する学識経験を有する者からの意見を聴く場の議事録につきましては、参考資料-2としてとりまとめさせていただいておりますことを申し添えます。

それでは、資料-2でございますが、2から8ページ目が先生方のコメントと検討主体の考え方となってございます。主なものを今から説明させていただきます。

まず、2ページ目の伊福先生からいただいたご意見でございますが、例えば、2ポツ目の『河床掘削を実施する場合、河道の側岸を掘削することとなるため、現状においては塩水遡上に対して心配はないが、いずれ地下水に対して影響を与えるといった懸念がある。』といったものや4ポツ目の『長期的な視野に立って予測してもらいたい。そういった予測についても、住民の方々に丁寧な説明を心掛けてほしい。』などのご意見をいただきました。

このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『概略評価で抽出された対策案における肱川下流の掘削は、平水位かつ朔望満潮位以下の掘削にとどめており、最深河床高も現状のまま維持するので、塩水遡上、地下水取水への影響は少ないと考えています。』『ご指摘の内容については、長期的な視野に立って、水質調査等を継続的に実施することが必要であると考えております。なお、分析結果等についても必要に応じて公表するなどの配慮に努めてまいります。』などとさせていただいております。

続きまして、3ページ目の大森先生からいただいたご意見でございますが、例えば、2ポツ目の『山鳥坂ダムは治水と、清水、すなわち流水の正常な機能の維持という意味での利水しかない。流れダムとして普段は水を溜めないことにした方が肱川の水を汚さない。多目的ダム、利水としての縛りが無いのであれば、もう少し踏み込んだ検討の余地があるのではないかと思う。』などのご意見をいただいています。

このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『現状では、肱川において流水の正常な機能を維持できないため、山鳥坂ダムで容量を確保することとしています。検証要領細目に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、流水の正常な機能の維持対策案についても検討を行っています。』などとさせていただいております。

続きまして、次の4ページ目及び5ページ目が佐藤先生からいただいたご意見でございますが、例えば、4ページ目の4ポツ目の『治水、流水の正常な機能の維持のためには山鳥坂ダムの建設が必要である。将来的に 100 分の1を展望するのであれば、さらに堤防のかさ上げ、河床掘削を併用するのが良く、工期を短縮する努力も必要である。』などのご意見をいただいてございます。

このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『長期的な視点に立ち河川整備の基本的な方針を定めた肱川水系河川整備基本方針では、基本高水のピーク流量を基準地点大洲において 6,300 ㎡/s とし、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、堤防の新設および拡築、河道の掘削により河積を増大させることなどにより、計画規模の洪水を安全に流下させることとしています。検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、工期短縮に対して最大限の努力をしていきます。』などとさせていただいております。

続きまして、5ページ目の澤田先生からいただいたご意見でございますが、例えば、1

ポツ目の『山鳥坂ダム案は、過去から様々な環境調査データをもとに評価されていると思うが、代替案は、具体的にどのような調査データに基づいて評価しているのかが不明だと思う。実際に代替案を実施する場合には、詳細な調査が必要となり、当然調査期間・費用も相当要すると思う。』などのご意見をいただいておりまして、このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『ご意見を踏まえ、評価軸ごとの評価において、代替案を実施するに当たっては、詳細な環境調査が必要である旨記載します。』などとさせていただいております。

続きまして、6ページ目の鈴木先生からいただいたご意見でございますが、例えば、2ポツ目の『治水は、計画高水位を上げないことが基本である。設定された計画高水位をもとに、街づくりが進められており、また、内水の問題も生じることから、計画高水位を上げることは、河川工学上やるべきではないと考える。』や6ポツ目の『河道で対応する方策のうち河床の掘削は、現在の河床は平衡状態にあり、仮に大きく掘削しても、洪水の発生により平衡状態に戻ると考えられ、また、どのような河床状態になるか不明でもあり、維持が困難であると考えられる。』などのご意見をいただいております。

このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『河床の維持管理については、 検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、河川巡視、定期的な測量等 により適切な管理に努めてまいります。なお、河道掘削を実施した区間において、再び堆 積する場合は、維持掘削の追加費用が発生することを、評価軸に記述しています。』などと させていただいております。

続きまして、7ページ、8ページ目の土居先生からいただいたご意見でございますが、例えば、7ページ目の一番下の段の『肱川の清流の復活を目標とするならば、森林の再生による保水対策を検討する必要がある。』などのご意見をいただいていまして、このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『今回立案しています流水の正常な機能の維持対策案に関しては、「水源林の保全」は効果を定量的に見込むことは困難であるが、水資源管理を行う上で大切な方策であることから、全ての対策案に組み合わせて検討しています。』などとさせていただいております。

以上が、学識経験を有する者からいただきましたご意見と検討主体の考え方についてとりまとめたものでございました。

続きまして、資料-3をご覧いただければと思います。こちらは、関係住民からいただいたご意見と、それに対する検討主体の考え方をまとめていまして、1ページ目、2ページ目につきましては、先ほどご説明差し上げましたとおりでございます。

関係住民からの意見聴取につきましては、意見発表に加えて、紙面による意見募集を併せて行いまして、肱川流域の合計で 132 名の方々からご意見をいただいています。地域別では、2ページ目の左側の円グラフでございますが、大洲市が 101 名、内子町が 30 名、西予市が 1 名となってございます。

なお、住民の方々からいただきました全てのご意見につきましては、報告書(原案)案

の別冊資料に載せる形としておりまして、本日の幹事会では、参考資料-3として載せて おります。

それでは、資料-3の4ページ目をご覧ください。

いただきましたご意見を体系的に整理するという観点から、左側に報告書のどの章に対するご意見であるかを示す章や項立てを、中ほどにはご意見を踏まえた論点及び論点に対するご意見の例を、そして右側には検討主体の考え方を記載してございます。

まず、1番目でございますが、「検討経緯全般について」に関するご意見をいただいてございます。例えば、4ポツ目の『政権が代わっても、建設を約束したダムの継続は当然である。政権の交代は何をしてもよいわけではない。行政の継続性、統一性、持続性は国、地方を問わず行政の大原則である。』などのご意見をいただいてございます。

このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『山鳥坂ダム建設事業の検証は、 検証要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っています。なお、山鳥坂ダム建設事業 のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考え ています。』などとさせていただいております。

続きまして、7ページ目でございます。「治水の現状と課題について」に関するご意見をいただいております。例えば、4ポツ目の『鹿野川ダムと野村ダムが2つも出来ているのに洪水はなくなっておらず、ますますひどくなっている。』などのご意見をいただいております。

このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『肱川においては、洪水による 浸水被害が頻発しており、このような状況を踏まえ、肱川の堤防整備、鹿野川ダムの改造 事業を効果効率的に進めるとともに、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合に おいても、治水安全度の早期向上に努めてまいります。』などとさせていただいております。

続きまして、9ページ目でございます。「水利用および河川環境の現状と課題について」に関するご意見をいただいております。例えば、6ポツ目の『肱川河口の人口 9,000 人の長浜町で水道水が取れなくなっている。以前、取水できた飲み水が取れなくなったのは、流水の減少により、以前より上流の方まで塩水が遡上しているためである。塩水の遡上を防ぐのも流水の正常な機能のひとつであり、現在その機能を果たしているとは思えない。』などのご意見をいただいてございます。

このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『検証要領細目において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定されている目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されており、これに基づいて検討を行っています。』などとさせていただいております。

続きまして、12ページ目でございますが、「肱川水系河川整備計画【中下流圏域】について」に関するご意見をいただいてございます。例えば、2ポツ目の『河川内の土砂の堆積や水防林の拡大によって河川内の流下能力が小さくなっており、適切な河川の維持管理をする事で水害を軽減する事が出来る。』などのご意見をいただいてございます。

このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『河川整備計画においては、河道の疎通能力を最大限発揮させるため、河道内に堆積した土砂の撤去等適正な維持管理を行うとともに、河川環境の保全に配慮しつつ必要に応じて樹木伐採等を行うこととしています。ご意見を踏まえ、山鳥坂ダム検討報告書へ記載します。』などとさせていただいております。

続きまして、14ページ目でございます。「水源地域整備計画等について」に関するご意見をいただいてございまして、例えば、2ポツ目の『水没移転予定の住民は、家屋の改修、水道、道路、公共施設など、様々なものを 30 年間我慢し、不便な生活を強いられてきた。この 30 年で地域に残ったものは、荒廃した農地、山林、家屋、そしてお年寄りであり、過疎・高齢化・限界集落が発生している。地域の実情を知らない人や肱川流域に無関係の人にこれ以上ダムについて言ってほしく無い。』などのご意見をいただいてございます。

このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『山鳥坂ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。』などとさせていただいております。

続きまして、18ページ目でございますが、「複数の治水対策案の立案(山鳥坂ダムを含まない案)について」に関するご意見をいただいてございます。例えば、一番下の『棚田や畑などの耕作放棄地を保水の場に活用できるように、農地を耕作する運動を起こすとともに、多くの針葉樹を広葉樹に少しずつ変えていく必要がある。』などのご意見をいただいてございます。

このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『ご意見の「森林の保全」、「水田等の保全」は、効果を定量的に見込むことが困難であるものの河道・流域管理の観点から推進を図る方策として、全ての案に組み合わせています。』などとさせていただいております。

続きまして、20ページ目でございますが、「流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価について」に関するご意見をいただいていまして、例えば、1ポツ目の『河道貯留施設案については、対象の菅田地区では住民のほぼ全員が堤防を希望し、愛媛県・大洲市もこの計画には反対している。いまさらここを貯水池にすることの合意が得られる可能性はゼロである。』などのご意見をいただいています。

このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。』といった旨などをお示ししてございます。

続きまして、21ページでございますが、「目的別の総合評価(洪水調節)について」に関するご意見をいただいており、例えば、1ポツ目の『山鳥坂ダム建設を含む治水対策が、コスト面、実現性、安全度、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響の面でベストであり、山鳥坂ダムが東大洲地域の治水に役立つことは明らかである。』などのご意見をいただいています。

このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。「コスト」や「時間的な観点から見た実現性」において、最も有利な案は「山鳥坂ダム案」であり、「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」への評価軸については、コストや実現性に関する評価の結果を覆すほどの要素はないと考えられるため、洪水調節において最も有利な案は「山鳥坂ダム案」としています。』などとさせていただいております。

続きまして、23ページ目でございます。「検証対象ダムの総合的な評価について」に関するご意見をいただいていまして、例えば、2ポツ目の『ダム凍結以降3年が経過したが、その間、民主党県連の検証委員会が設置され、そこでもダム不要と評価された経緯がある。しかしながら、この度の検討の場でダム等が有利の結果を受けて、民主党県連検証委員会のメンバーも一定の評価をされたとのことで、この3年間でダムは必要とする結論に至ったと思う。』などのご意見をいただいてございます。

このご意見に対します検討主体の考え方でございますが、『検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。治水や流水の正常な機能の維持について目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「山鳥坂ダム案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致したことにより、総合的な評価において、最も有利な案は、「山鳥坂ダム案」としています。』などとさせていただいております。

以上が、関係住民からいただいたご意見と、それらに対する検討主体の考え方でございます。

(2)「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」について

事務局:

続きまして、参考資料-4を用いまして、「報告書(原案)案」についてご説明いたします。

こちらにつきましては、素案からの変更点を赤字にて記してございます。

主な修正点は、学識経験を有する方々や関係住民からの意見聴取を踏まえた結果となってございます。

主な部分についてご説明差し上げたいと思います。まず 2-53 ページをご覧ください。こちらには、「河川の維持の目的、種類および施行の場所」の記載を追加してございます。先ほどご説明いたしましたが、資料-3の12ページ目の住民からのご意見を踏まえまして追記させていただいたページでございます。

続きまして、4-105ページをご覧ください。こちらにつきましては、学識者の澤田先生から『山鳥坂ダム案は、過去から様々な環境調査データをもとに評価されていると思うが、 代替案は、具体的にどのような調査データに基づいて評価しているのかが不明だと思う。 実際に代替案を実施する場合には、詳細な調査が必要となり、当然調査期間・費用も相当 要すると思う。』といったご意見を踏まえて、「詳細な調査を実施した上で」という文章を 追記させていただいております。

続きまして、4-152 ページでございます。こちらにつきましても、先ほどの 105 ページと 同様に、「詳細な調査をした上で」という文章を追記させていただいてございます。

続きまして、6-1 ページから関係者のご意見での資料をとりまとめているところでございまして、追加しておりますのが 6-33 ページからの「6.3 意見聴取」の部分でございます。「6.3.1 の学識経験を有する者からの意見聴取」に係る内容をとりまとめてございまして、意見聴取の経緯や各先生方からいただきましたご意見の要旨となっています。また、6-37ページからは、先ほどご説明をさせていただきました学識者からいただいたご意見と検討主体の考え方を整理した資料を新たに追加してございます。

続きまして、6-44ページ以降でございますが、こちらにつきましては、「関係住民からの 意見聴取」に係る内容をとりまとめてございまして、関係住民からの意見聴取の経緯や実 施状況、6-46ページ以降には、先ほどご説明しましたいただいたご意見と検討主体の考え 方を体系的に整理した内容を、報告書(原案)案の中に新たに追加してございます。

そして、最後、7-1 ページでございますが、「対応方針(原案)」ということで、これまで検討してまいりました総合的な評価の内容、パブリックコメント、関係住民および学識経験を有する者からのご意見、事業の投資効果(費用対効果分析)についてまとめてございます。今後は、関係地方公共団体の長からの意見聴取や事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等を記述する予定としてございます。

以上、参考資料-4でお示しさせていただきましたこの赤文字の修正点を踏まえて、資料-4としてお配りしてございます「報告書(原案)案」に反映をしているといった形になってございます。

以上が、「報告書(素案)」から「報告書(原案)案」の作成において変更した箇所でご ざいます。

以上で説明を終わらせていただきます。

司会:

議事の(1)番と(2)番、まとめてご説明をさせていただきました。

では、ここでご意見等がありましたら、挙手していただければと思いますが、いかがでございましょうか。

お願いします。

大洲市建設部長:

大洲市の二宮でございます。

今回のテーマの一つでございます河川維持用水の確保、また、清流の復活につきましては、治水対策に併せまして、肱川流域の長年の念願でございます。本省の報告におきまし

ても、ご配慮をお願いしておきます。

また、今、説明があった中で、意見聴取で追加されました河川管理施設等の維持管理及 び河道内樹木の管理を継続いただきまして、河道の疎通能力の維持等、適切な管理を申し 添えておきます。よろしくお願いいたします。

事務局:

ありがとうございます。

ご指摘の河道の管理につきましては、パブリックコメントや学識経験者・関係住民の意 見聴取等を通じまして、数多くのご意見が寄せられているところでございます。

河道の管理につきましては、河川管理者の責務でありますので、河道の疎通能力を発揮させるため、対策が必要なところについては、河道内に堆積した土砂の撤去や樹木伐採等について引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

大洲市建設部長:

よろしくお願いします。

司会:

その他、何かご意見等ございますでしょうか。 お願いします。

愛媛県土木部長:

再度確認したいのですが、とりまとめの最終方針・対応方針(原案)を再度確認したいので、事務局の方から少し全体を含めて読んでいただくなど、お願いしたい。

事務局:

最後の7章ということですね。

愛媛県土木部長:

そうです。

事務局:

分かりました。では全文を読ませていただきます。

まず、1番目でございますが、検証対象ダムの総合的な評価。

参考資料-4の最終ページを読んでございます。

検証対象ダムの総合的な評価を以下に示す。

治水(洪水調節)、流水の正常な機能の維持について目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「山鳥坂ダム案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、総合的な評価において、最も有利な案は、「山鳥坂ダム案」であると評価した。

2つ目です。パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からのご意見。

パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からの意見聴取を行い、さまざまな観点から幅広いご意見を頂いた。これらのご意見を踏まえ、報告書(素案)の修正等を行った。

3つ目でございます。関係地方公共団体の長からのご意見。

こちらについては、「今後、「対応方針(原案)」の作成及び山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等により記述する予定」としてございます。

4つ目でございます。事業の投資効果(費用対効果分析)。

洪水調節については「治水経済調査マニュアル(案)」に基づき、また、流水の正常な機能の維持については、代替法にて算定を行い、山鳥坂ダムの費用対効果分析を行った結果、全体事業におけるB/Cは1.3で、残事業のB/Cは1.6であることから、事業の投資効果を確認した。

その次でございますが、事業評価監視委員会からのご意見も、「今後、四国地方整備局事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等により記述する予定」としてございます。

そして、最後、一番下でございますが、対応方針(原案)。

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、山鳥坂ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる

以上でございます。

愛媛県土木部長:

ありがとうございました。

それで、整備計画で山鳥坂ダムを建設するということを決定した中で、再度の検証を3年かけてやられて、結果として山鳥坂ダム案が最も有利という結論になったわけですが、ぜひ、治水対策、利水対策、そういうものに対して積極的に進める必要があると思いますので、今後のスケジュールについて、今言える範疇でのスケジュール感を教えていただければと思うのですが。

四国地方整備局河川部長:

私の方から少しお話させていただきます。

だいぶ時間も要してまいりましたが、検証も詰めの段階にかかったと思っています。今

後のスケジュールでございますが、本日この幹事会のご意見も踏まえまして、原案の案を確定いたしまして、今後、地方公共団体の長であります愛媛県知事様に意見照会をさせていただきます。その意見照会の結果を踏まえまして、原案といたしまして、私ども地方整備局が持っています事業評価監視委員会にかけてまいります。この作業を急ぎまして、年内には事業評価監視委員会を開催したいと思っております。その結果を踏まえまして、早急に本省に案を報告したいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

司会:

よろしいでしょうか。

その他、ご意見等ございますでしょうか。

大洲市建設部長:

今の河川部長さんから今後のスケジュールの回答があったわけでございますが、今回の 検証の意見聴取等で数多くの方がダム推進の立場でご意見をいただいたということで、市 としても、心強く思っているところでございます。ダムの一時凍結以来、約3年という歳 月が費やされております。ここで、今、原案のお話もありましたが、ねじが巻き戻ったと いうことではなくて、その期間を取り戻す気力を見せてほしいと思っております。今後の 手続き、スピードアップをしていただきまして、どうか平成25年度の予算、この対応を反 映していただいて、生活再建、それから事業の再開ということに目安を立てていただきた いと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

司会:

ありがとうございます。

しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

その他、ご意見ございませんか。

よろしくお願いします。

西予市産業建設部長:

西予市でございますが、せっかくの機会ですので、我々の今までの考え方をもう一度整理させていただいたらと思います。

我々は最上流部にいまして、従来同様の考え方でございますが、この肱川の清涼な水の 確保というものにつきましては、誠に重要なことであり、もっともなことだと認識いたし ております。

この度、私どもが心配しておりました海水淡水化や野村ダムのかさ上げ、そういうもの については採用されなかった。この結果については安堵いたしておるところでございまし て、この最終案につきまして、我々としての特段の異論は持っていないところでございま す。

今後は、色々な専門家の先生方、住民の皆さんの意見、そしてこの検討の結果というものは非常に重いものがあるだろうと思いますので、速やかに次のステップに移られるのが良いのではないかと考えています。

以上でございます。

司会:

ありがとうございます。 その他、ご意見ございませんか。 よろしくお願いします。

内子町建設デザイン課長:

内子町でございます。

内子町は支流の小田川にありますが、小田川については、再三申し上げてきましたが、 内水の被害、浸水被害ということで、水位が上がらないような対策をお願いしたいという ことを再三申し上げてまいりました。

この件につきましては、水位が上がらないような案になっておりますので安堵しております。

今後とも、適切な維持管理に努めていただくようお願い申し上げまして、本日の意見と させていただけたらと思います。

司会:

ありがとうございます。 その他、ご意見ございますでしょうか。 よろしくお願いします。

愛媛県十木部長:

せっかくですので、事前に資料を読んでいるわけですが、資料 – 3の14ページ、ポツの2番目、『水没移転予定の住民は、家屋改修、水道、道路、公共施設など、様々なものについて30年間我慢しました。あまり地域外の人に口出ししてほしくない。』という話の中で、事務局の検討主体の考え方として、『出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめます。』という答えになっているわけですが、基本的には、この後に、「水没地権者に対して速やかな対応をする。」という意味が当然あるべきだろうと思います。先の検討の場の中で知事が言いましたように、「水没地域の住民は、人としての扱いをされていない。」と「そのためには、ぜひ早く結論を出して、生活再建を図ってほしい。」ということを言っていますので、ぜひ、要望でございますが、生活再建を図れるよう、予算措置も含め、早く結論を出して、

対応をしていただきたいと思いますので、要望をしておきます。どうぞよろしくお願いします。

司会:

ご意見ありがとうございます。

私どもも、意見を聴く場でそういったご意見をいただいています。しっかりとスピード アップを図りながら物事を進めてまいりたい考えています。よろしくお願いします。

その他、何かございますでしょうか。

この議事の(3)番に「その他」がございますが、こちらは特に本日、資料等はございません。

今後の流れにつきましては、先ほど河川部長からご説明させていただいたところでございますので、全般を通しまして何か加えてのご意見等ございましたら、よろしくお願いします。

特に無いようでございましたら、本日の予定していた議事は全て終了いたしました。 最後に、河川部長からご挨拶を申し上げたいと思います。

<閉 会>

四国地方整備局河川部長:

本日は、どうもありがとうございました。

検証の作業もだいぶ詰めの段階に入ってまいりました。先ほど、今後のスケジュールについてご説明させていただきましたが、繰り返しとなりますが、本日の会議を受けまして、今後、関係地方公共団体の長であります愛媛県知事様から本日説明しました報告書(原案)案につきまして意見の聴き取りを行いたいと思っています。その後、ご意見を踏まえまして、対応方針(原案)を速やかに作成してまいります。作成した原案につきましては、四国地方整備局の事業評価監視委員会に諮ることとなりますが、委員会については、先ほど申したとおり、年内の開催を目指して鋭意作業を進めたいと考えています。

私どもといたしましては、スケジュール感を持って、少しでも早く対応方針(案)を決定いたしまして、国土交通本省へ検討結果の報告を行いたいと考えています。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

司会:

以上で第5回検討の場の幹事会を終了させていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。